宅地建物取引業変更等の届出に必要な書類

是出先 滋賀県住宅課管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 新館6階 (TEL.077-528-4231)

『数】■3部(2部は副本(加入保証協会への提出分と自社控え)として返却。) ※副本はコピー可

※大臣免許業者については近畿地方整備局へ直接提出願います。

※副本のうち1部は加入している保証協会へ提出する必要があります。詳しくは各協会へお問い合わせください。

- 是出期限】No.ア〜シ、ソの届は、変更後30日以内に提出が必要です。(宅建業法第9条、第11条および滋賀県宅建業法施行細則第5条)
 - (例) 4/1に変更した場合、5/1までに届出する。
 - *期限を過ぎた場合は、遅延理由書(任意様式)の提出が必要になります。
- 該賀県収入証紙】滋賀県庁会計管理局管理課、滋賀銀行の県内本支店等で購入できます。

ı			w = m w
			必要書類
変更事項		チェッ ク欄 ン	※各書面の頭の符号□ 所定の様式の用紙(県庁ホームページに掲載、県住宅課に用紙有り)◇ 官公庁の証明(発行日から3か月以内のものに限る)○ 手元保管または各自作成
	申		□変更届出書(第一面、第三面)
	請		N-1 - 18 - 1
商号または	添付		法人の場合 : (1)◇商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
名称の変更	申請		□免許証書換え交付申請書
	添付		(1)○免許証(原本)
	申請		□変更届出書(第一面、第二面)
			(1)□誓約書
			役員(監査役除く)が宅建業に従事しない場合(以下のa、b どちらかを添付する): (2) a. 口宅建業に従事しない役員である旨の証明書 ※兼業がある宅建業者の役員で、宅建業務に従事しない(宅建業の従業者とならない)場合 b. 口非常勤の役員である旨の証明書
			(3) 口略歴書 ※最下段は現職を記入すること
			 就任した者のみ(現免許での代表者、役員、政令使用人が新たな職に兼任もしくは転任する場合は省略可): (4)◇身分証明書 ※本籍地市区町村で発行される ※禁治産又は準禁治産の宣告の通知、破産宣告の通知を受けていないことの証明が必要 ※外国籍の方は住民票抄本(国籍および在留情報の記載のあるもの。)を提出
法人の役員 の就任・変 更(役名)	添付		 就任した者のみ(現免許での代表者、役員、政令使用人が新たな職に兼任もしくは転任する場合は省略可): (5)◇登記されていないことの証明書 ※滋賀県内では大津地方法務局でのみ発行される ※成年被後見人、被保佐人とする記録がないことの証明が必要 《注意》成年被後見人等に該当するため証明書が添付できない場合は、県住宅課までご相談下さい
更含む)			就任した者のみ(現免許で既に顔写真を提出している者は省略可): (6)○顔写真 ※変更届出書に貼付 ※届出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身のカラー写真 サイズ3.0cm×2.4cm
			(7) ◇商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※就退任したことがわかるもの。組合の場合、登記に載っていない役員は、議事録。
			代表者が複数の会社の代表者を兼ねる場合のみ: (8) 口代表権行使に支障のない誓約書
			<i>代表者、法人の役員・相談役・顧問が未成年の場合のみ:</i> (9)※婚姻の有無等で必要書類が変わりますので、県住宅課までお問合せ願います。
	申請		代表者に変更がある場合のみ: □免許証書換え交付申請書
	添付		代表者に変更がある場合のみ: (1) ○ 免許証原本
	申請		宅建業に従事する役員の変更の場合のみ : □従事者異動届
	提示		宅建業に従事する役員の変更の場合のみ: ○従業者証明書(原本提示する。控えのコピーは不要。) ※顔写真貼付
	申請		口変更届出書(第一面、第二面)
法人の役員 の退任	添付		(1) ◇商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※退任したことがわかるもので、場合によっては閉鎖謄本も必要。
	申請		宅建業に従事する役員の退任の場合のみ : □従事者異動届

	申		□変更届出書(第一面、第三面)
	請		就任・変更の場合のみ(退任の場合は不要):
			(1)口誓約書
	添付		就任した者のみ(退任の場合は不要): (2)□略歴書
			※最下段は現職を記入すること
			就任した者のみ(現免許での代表者、役員、政令使用人が新たな職に兼任もしくは転任する場合は省 略可):
			(3) ◇身分証明書
政令で定め			※本籍地市区町村で発行される ※禁治産又は準禁治産の宣告の通知、破産宣告の通知を受けていないことの証明が必要
			※外国籍の方は住民票抄本(国籍および在留情報の記載のあるもの。)を提出
る使用人 の就任・			就任した者のみ(現免許での代表者、役員、政令使用人が新たな職に兼任もしくは転任する場合は省
変更・退任			略可): (4)◇登記されていないことの証明書
			※滋賀県内では大津地方法務局でのみ発行される
			※成年被後見人、被保佐人とする記録がないことの証明が必要 《注意》成年被後見人等に該当するため証明書が添付できない場合は、県住宅課までご相談下さい
			就任した者のみ(現免許で既に顔写真を提出している者は省略可):
			(5) 〇顔写真 ※変更届出書に貼付 ※届出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身のカラー写真
			※油面削りか月以内に掫影した無帽、正面、エニガ身のガラー与具 サイズ3.0cm×2.4cm
	申		新たに従事する者・従事しなくなる者のみ:
	請提		□従事者異動届 <i>新たに従事する者のみ</i> :
	示		〇従業者証明書(原本提示する。控えのコピーは不要。) ※顔写真貼付
	申請		口変更届出書(第一面、第四面) ※専任の宅地建物取引士の事務所間の異動の場合は、添付書類は(1)、(2)のみで可
	ōĦ		(1) 口専任の宅地建物取引士設置証明書
			(2)□略歴書
			※最下段は現職を記入すること
			就任した者のみ(現免許で既に顔写真を提出している者は省略可):(3)○顔写真 ※変更届出書に貼付
			1370関ラミ
			サイズ3.0cm×2.4cm
			(4)〇「有効な取引士証」のコピー ※住所変更があった場合は、裏書き部分の写しも添付
まにの党地	添付		※支店間異動の場合は省略可。
専任の宅地 建物取引士			(5)専任の宅地建物取引士が専任であることを証する書面 (以下a~dのハずれかの書類を添付。原則a~cを提出することとし、なければ、dを提出。)
かまり描言			※専任の取引士が代表者を兼ねる場合、代表者分は省略可。支店間異動の場合も省略可。
変更・増員			《注意》専任の宅地建物取引士の住所地(住民票記載)が勤務地と相当以上離れている場合は、 遠距離通勤もしくは住所地以外の居所の状況等が確認できる書類を追加で求めることがあります。
			a. ◇健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書、または
			健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(写し) b. ◇雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写し)
		 	c. 口専任宅地建物取引士勤務内容報告書 と 出向(派遣)の事実が確認できる書類(出向
			(派遣)の契約書や辞令、出向(派遣)者の賃金の負担関係を示す書類等)
			d. 口専任宅地建物取引士勤務内容報告書 と 口誓約書(専任の宅地建物取引士)
	申		新たに従事する者のみ:
	請		□従事者異動届 #5に従来する者のなど
	提示		<i>新たに従事する者のみ:</i> ○従業者証明書(原本提示する。控えのコピーは不要。) ※顔写真貼付
	申		□変更届出書(第一面、第四面)
専任の宅地	請添		 (1) □専任の宅地建物取引士設置証明書
建物取引士 の減員	付		
	申請		<i>宅地建物取引業に従事しなくなる者のみ:</i> □従事者異動届
L	闹		口化尹日共刧他

_		
	申	□変更届出書(第一面、第三面)
	請	
		(1)口事務所を使用する権原に関する書面
		(2)事務所の使用権原に関する書類(以下a、bのいずれかの書類を添付)
		a. <i>事務所が申請者の自己所有建物である場合:</i> ◇建物登記簿謄本の写し(登記情報提供サービス
事務所の		の印刷も可)、固定資産評価証明書の写し、固定資産課税通知書の写し、その他所有の事実を
移転		確認できる書類の写し
		b. 事務所を賃貸借・使用承諾等で使用している場合 :○建物賃貸借契約書・使用承諾書等の写し
		(3) ○事務所付近の地図
※以下の場	添	(4)○事務所平面図(略図可)
合、添付は (4)、(5)のみ	付	※事務所内の事務机等の設置状況を明示し、写真撮影方向を記載したもの
(4), (5)(0)(5)		(5) ○事務所の写真(□写真貼付用紙 有り)
①フロア・号		【外部】建物全景、事務所の入り口状況がわかるもの
室等の変更		【内部】複数の方向から室内全体を見渡したもので、事務スペース・ロッカー・応接スペース
②増改築		および電話機等の設置状況がわかるもの
③レイアウト		【業者票、報酬額表】記載内容が判読でき、掲示場所・掲示状況を確認できるもの
の大幅な変更		法人かつ主たる事務所の移転の場合のみ:
		(6) ◇商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
	申	主たる事務所の移転の場合のみ:
	請	口免許証書換え交付申請書
	添	主たる事務所の移転の場合のみ:
	付	(1) 〇免許証原本
	#	□変更届出書(第一面、第三面)
	請	
	添	(1)住居表示の変更がわかる書類(以下a、bのいずれかの書類を添付)
事務所の	付	a. <i>法人の場合:</i> ◇法人の登記簿謄本
住居表示の		b. <i>個人の場合:</i> ◇住居表示実施証明書
実施	申	主たる事務所で住居表示が実施された場合のみ:
	請	□免許証書換え交付申請書
	添	主たる事務所で住居表示が実施された場合のみ:
	付	(1) ○免許証原本

	.	
従たる事務所の新設	申	□変更届出書(第一面、第三面、第四面)
	间	
	- ⊢	(2)口専任の宅地建物取引士設置証明書
	-	(3) 口事務所を使用する権原に関する書面
		 (4)事務所の使用権原に関する書類(以下a、bのいずれかの書類を添付) a. 事務所が申請者の自己所有建物である場合:◇建物登記簿謄本の写し(登記情報提供サービスの印刷も可)、固定資産評価証明書の写し、固定資産課税通知書の写し、その他所有の事実を確認できる書類の写し b. 事務所を賃貸借・使用承諾等で使用している場合:○建物賃貸借契約書・使用承諾書等の写し
		(5) ○事務所付近の地図
		(6)○事務所平面図(略図可)
		※事務所内の事務机等の設置状況を明示し、写真撮影方向を記載したもの
		(7)○事務所の写真(口写真貼付用紙 有り) 【外部】建物全景、事務所の入り口状況がわかるもの 【内部】複数の方向から室内全体を見渡したもので、事務スペース・ロッカー・応接スペース および電話機等の設置状況がわかるもの 【業者票、報酬額表】記載内容が判読でき、掲示場所・掲示状況を確認できるもの
		(8) □略歴書(政令使用人・専任の宅地建物取引士の分を提出)
		※最下段は現職を記入すること
		現免許での代表者、役員、政令使用人が新たな職に兼任もしくは転任する場合は省略可 : (9)◇身分証明書(政令使用人の分を提出) ※本籍地市区町村で発行される
		※禁治産又は準禁治産の宣告の通知、破産宣告の通知を受けていないことの証明が必要 ※外国籍の方は住民票抄本(国籍および在留情報の記載のあるもの。)を提出
	34	現免許での代表者、役員、政令使用人が新たな職に兼任もしくは転任する場合は省略可: (10)◇登記されていないことの証明書(政令使用人の分を提出) ※滋賀県内では大津地方法務局でのみ発行される ※成年被後見人、被保佐人とする記録がないことの証明が必要
		《注意》成年被後見人等に該当するため証明書が添付できない場合は、県住宅課までご相談下さい
		就任した者のみ(現免許で既に顔写真を提出している者は省略可): (11)○顔写真 ※変更届出書に貼付 ※届出前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身のカラー写真、サイズ3.0cm×2.4cm
		就任した者のみ(支店間異動の場合は省略可): (12)専任の宅地建物取引士が専任であることを証する書面 (以下a~dのいずれかの書類を添付。原則a~cを提出することとし、なければ、dを提出。) ※専任の取引士が代表者を兼ねる場合、代表者分は省略可。 《注意》専任の宅地建物取引士の住所地(住民票記載)が勤務地と相当以上離れている場合は、遠距離通勤もしくは住所地以外の居所の状況等が確認できる書類を追加で求めることがあります。
		a. ◇健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書、または
		健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(写し)
		b. ◇雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写し)
		c. 口専任宅地建物取引士勤務内容報告書 と 出向(派遣)の事実が確認できる書類(出向 (派遣)の契約書や辞令、出向(派遣)者の賃金の負担関係を示す書類等)
		d. 口専任宅地建物取引士勤務内容報告書 と 口誓約書(専任の宅地建物取引士)
		支店登記されている場合のみ: (13)◇商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
		保証協会に加入している場合: (14)◇弁済業務保証金分担金の納付証明書(保証協会発行分)
		保証協会に加入していない場合:
		(15)□営業保証金供託済届出書 保証協会に加入していない場合 : (16)◇供託書の写し
		(17)〇「有効な取引士証」のコピー(専任の宅地建物取引士の分を提出) ※住所変更があった場合は、裏書き部分の写しも添付 ※支店間異動の場合は省略可。
		(18)従業者証明書(原本提示する。控えのコピーは不要。) ※顔写真貼付
	申	口変更届出書(第一面、第三面、 廃止の場合のみ第四面も必要)
従たる事務 所の廃止ま たは名称の		<u> 支店登記されている場合のみ:</u> (1)◇商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
	の申	□ 廃止の場合のみ :従事者異動届
変更	請坦	名称変更のため従業者証明書を作り替えた場合のみ(既存のものに裏書証明した場合は不要):
	提示	る物変更のために集音証明書で下り音えた場合のの(成任のものに集書証明した場合は不要)・ ○従業者証明書(原本提示する。控えのコピーは不要。) ※顔写真貼付

代人政る専建の、は、とのでは、大人政のでは、大人政のでは、大人政のでは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学を	申請	□変更届出書(第一面、第二面、第三面、第四面) ※代表者の変更 → 第一面のみ 役員の変更 → 第一面、第二面 使用人の変更 → 第一面、第三面 取引士の変更 → 第一面、第四面
		氏名の変更で、法人の役員の場合: (1)◇商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
	添 付 —	氏名の変更で、法人の役員以外の場合: (2)◇戸籍抄本
	ם מו	氏名の変更はないが旧姓併記を希望する場合:(3) ◇住民票抄本※旧姓が記載されていること
	申請	代表者の場合のみ : □免許証書換え交付申請書
(旧姓併記への変更も含む)	添付	代表者の場合のみ: (1)○免許証原本
28)	申請	<i>宅建業に従事していない役員の場合は不要</i> : □従事者異動届
	提示	<u>宅建業に従事していない役員の場合は不要:</u> ○従業者証明書(原本提示する。控えのコピーは不要。) ※顔写真貼付
従事者の 変更	申請	□従事者異動届 ※届出が必要な場合(滋賀県宅地建物取引業法施行細則第4条) ・従事者でなかった者が従事者になる場合(入社、別部署からの異動等) ・従事者だった者が従事者から抜ける場合(退社、別部署への異動等) ・本支店間で異動があり、勤務する事務所が変更した場合
	添付	新規の者のみ:(1)○顔写真 ※従事者異動届に貼付※届出前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身のカラー写真、サイズ3.0cm×2.4cm
	提示	新規の者のみ: ○従業者証明書(原本提示する。控えのコピーは不要。) ※顔写真貼付
営業保証金	申請	口営業保証金供託済届出書
の変更	添付	(1)○供託書の写し
A =h== -	申請	口免許証再交付申請書
免許証の 亡失等	添	残存している場合: (1)○免許証原本
(再交付)	付	<i>亡失の場合:</i> (2)○始末書(任意様式)
	申請	口廃業等届出書
廃業	添付	(1)廃業の理由を証する書類(以下 a ~ dのいずれかに当てはまる場合は書類を添付) a. ◇ 死亡の場合 :除かれた戸籍の謄本″ b. ◇ 合併による消滅の場合 :商業登記簿の閉鎖事項証明書 c. ◇ 届出の理由が破産手続き開始の決定の場合 :裁判所が破産管財人に交付するその専任を 証する書面 d. ◇ 届出の理由が解散の場合 :商業登記簿の履歴事項全部証明書
	申請	口免許証返納届 ※免許証を亡失された場合は、代わりに始末書(任意様式)を提出してください。
	添付	(1)○免許証原本